

令和元年度（平成30年度分） 桐生市事務事業総合評価票

I 事業の位置付けと概要

		整理番号	354		
1	事務事業名	監査委員事務局事業		担当	部課係(担当) 監査委員事務局監査係
2	新生総合計画での位置付け（基本計画）	3	根拠法令等	4	予算科目 2 款 6 項 1 目
第	章			◎	
第	節			5	事業期間 昭39 年度から 年度まで
第	項			6	事務分類 法定受託事務 ○ 自治事務
将来計画				7	国県補助
8	市政運営方針での位置付け	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		9	総合戦略への掲載 有・ <input checked="" type="radio"/> 無
10	目的	誰・何を（対象）		どのような状態にしたいか（意図）	
		監査委員制度の運営		監査委員制度の円滑な運営を図るため監査事務を補佐する。都市監査委員会研修等に参加し、監査事務の能力を高める。	
	方法	○ 直接実施 委託・指定管理 補助金 貸付		その他（ ）	
事業概要	事務事業の詳しい内容及び前年度からの改善内容（30年度実施した内容を必ず記載）				
<p>本事業は、地方自治法の規定に基づく監査委員制度を運営するものであり、自治体の財務管理や事業の経営管理、行政運営等に優れた識見を有する者及び議会の議員の中から、議会の同意を得て選任された監査委員により、市の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理等について監査を行うものである。事務局職員は監査制度の円滑な運営を図るため監査委員の監査事務を補佐した。また、全国都市監査委員会、関東都市監査委員会、群馬県都市監査委員会の会員都市として、監査委員及び事務局員が都市監査委員等相互の意思疎通及び連絡、専門能力の向上と研鑽のため委員会主催する研修会、講習会に参加した。</p>					
11	主な業務内容（どのような業務を行っているか。事務量が多い業務を5つ以内で記載）				
	業務名	業務内容概要			
	地方自治法199条第4項に基づく監査（定期監査）	現金取扱施設にて監査を実施（1日）。10月から3月の間、監査委員事務局にて担当課と面接を行い監査を実施（6日）。各委員による書類確認と監査実施後に監査報告書を作成（計約50日）。			
	地方自治法233条第2項に基づく審査（決算審査）	各課の審査書類を各委員が確認し、4日間、監査委員事務局にて担当課と面接し監査を行う。その後、決算監査意見書を作成し、議会で決算認定時に代表監査委員が報告（約30日）。			
	地方自治法235条の2等に基づく監査（例月出納検査）	毎月出納室、水道局より提出される資料に基づき現金の出納を各委員が検査し、監査委員事務局にて面接を実施。監査実施後検査結果を報告。（約50日）			
	地方自治法242条に基づく監査（財政援助団体監査）	事前に財政援助団体と担当課の書類の提出を受け、各委員が書類監査を実施後、監査委員事務局にて団体及び担当課と面接を行い監査を実施。（約10日）その後監査報告書を作成。			
	都市監査委員会研修等（全国、関東、群馬県）	適正で実効性のある監査事務の運営について補佐するため、監査委員と監査事務に特化した研修会に参加し、専門能力の向上と知識の蓄積ができた。平成30年度の監査事務においても専門性の維持、確保ができた。			

II 事業実績(D0)

1	事務事業コスト	単位	29年度（実績）		30年度（実績）		令和元年度（見込み）	
コスト	事業費(人件費除く。)	千円	200		279		259	
	人件費	千円	28,080		28,080		28,080	
	内訳	職員	人	千円	3.9人	28,080	3.9人	28,080
		嘱託・臨時職員・パート	人	千円				
		総コスト	千円	28,280		28,359		28,339
	市民1人あたり（H31.3.31時点）	円	254		255		255	
財源内訳	国・県支出金	千円						
	起債	千円						
	受益者負担額（負担金、使用料、手数料、実費）	千円						
	その他特財	千円						
	一般財源	千円	28,280		28,359		28,339	
2	活動指標	監査制度について監査委員の円滑な運営を補佐するため、監査委員とともに研修会等において専門能力を向上する。	目標値					
		実績値						
		達成度	%	#DIV/O!		#DIV/O!		#DIV/O!
3	成果指標 (数値化が困難な場合はその理由も記載)	監査委員を補佐するための監査事務における専門性の維持、確保。（財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するという事務内容において、数値を求められる事業ではないため）	目標値					
		実績値						
		達成度	%	#DIV/O!		#DIV/O!		#DIV/O!
4	どのような成果と効果が得られたか。⇒ 別紙に記載する。							

III 事業の評価(CHECK)

事務事業名	監査委員事務局事業
-------	-----------

評価	以下の(1)から(20)までのそれぞれの項目について 5点:当てはまる。3点:概ね当てはまる。2点:どちらともいえない。1点:あまり当てはまらない。0点:当てはまらない。 の5段階で評価	評価点数
必要性	(1) 社会情勢や経年による変化を踏まえても、事業の意義は保たれており、税金を使って実施すべき事業である。	5
	(2) 市民から事業継続の要望が多く、それを裏付ける具体的データや需要予測もある。	2
	(3) 法律等に位置付けられており、市の意思では廃止・見直しができない。	5
	(4) 民間では実施又は適切なサービス水準の確保が困難で、市が主体となって関与すべき事業である。	5
	(5) 休・廃止した場合に、市民に与える影響が大きい。	5
有効性	(6) 事業目的を踏まえた適切な活動指標・成果指標(数値化が困難な場合等は文言により代替的に指標となるもの)を設定している。	5
	(7) 設定した活動指標・成果指標に対する達成度が高い。	5
	(8) 事業の活動量に見合った成果が出ている。	5
	(9) 投入したコスト以上の成果が出ている。	5
	(10) 事業を継続することにより成果のさらなる向上又は適正水準の確保が期待できる。	5
効率性	(11) 時間外の縮減に向けて、定期的に事務の実施手順などを検証し、事務の効率化に向けた見直しを行っている。	5
	(12) 活動指標による単位あたりのコストが、前年度との比較又は最近数年間の推移において、悪化(予定されたコスト上昇等を除く)していない。	5
	(13) 最小の経費で最大の効果が得られるよう、定期的にコストの見直しを行っている。	5
	(14) 他の自治体の手法や体制と比較しても効率的かつ質の高い取組を行っている。	5
	(15) 受益者負担は適切にされている、又は受益者負担を求める事業ではない。	5
透明性・公平性	(16) 特定の個人や団体に受益が偏っていない(不公平感はない)。	5
	(17) 他市や同様のサービスを提供する民間等と比較して、受益者の負担は妥当である。	2
	(18) 積極的に情報公開に努めるなど透明性の向上に取り組んでいる。	5
貢献度	◎ 新生総合計画、市政運営方針、総合戦略等の上位施策のいずれかに位置付けられている場合	
	(19) 事業の対象や意図が上位施策に結びついている。	
	(20) 上位施策への貢献度を成果指標により客観的に説明できる。	
総合点		84

IV 事務事業の改善(ACTION・PLAN)

(担当課評価) 一次評価	今後の方向性	⇒ 改善点・見直し(案)等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">現状のまま維持</div> 行政に対する住民の信頼を得ていくため、監査事務について年度ごとに、監査体制を維持し、監査委員と研修会に等参加して、監査の内容を向上させていく。
※総合点を踏まえて、今後の事業の方向性を選択するとともに、「何をいつまでにどのように」見直すのかを明確に記入する。 【目安】総合点 80点 以上 : 「現状のまま維持」…より改善できる点を記入 総合点 50点 以上80点 未満 : 「執行方法等の工夫・見直し」…費用対効果を高める見直し案を記入 総合点 50点 未満 : 「縮小又は廃止」…廃止・統合を前提に見直し案を記入		
(内部評価) 二次評価	今後の方向性	⇒ 今後の方向性等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">執行方法等の工夫・見直し</div> 出資団体や公の施設の指定管理者に対する監査を実施するなど、監査内容の充実に向けて監査委員を補佐されたい。
(外部評価) 外部評価	今後の方向性	⇒ 今後の方向性等
	現状のまま維持 執行方法等の工夫・見直し 縮小 終了	

4 どのような成果と効果が得られたか。可能な限り定量的に示す。成果と効果を分かりやすく説明する。

<p>得られた成果と効果 (過去との比較検討も含めて)</p>	<p>実効性のある適正な監査を執行し、指摘、指導していくために、各都市との情報交換や研修等において知識の蓄積をすることができた。行政の適正性が確保され重大な過失を防ぎ住民の信頼が得られた。</p>
<p>費用対効果</p>	<p>住民意識も変化し、地方公共団体の財務執行について市民が関心を持ち、情報公開等により入手した情報に疑義がある場合には「住民監査請求」を提出する傾向にある。監査委員は従来の財務監査の他にそれらの事案にも適正に対応していただいているが、今後も全国の研修会への参加や他市との情報交換等を行うことで、より適正な監査手法を積極的に学ぶ機会が必要。</p>
<p>事業の将来への見通し及び事業 推進に当たった課題等 (事業を継続することの意義、見込み数 の変動等)</p>	<p>住民監査請求の状況（H30実績・受理前却下含む） 前橋市 2件 高崎市 0件 桐生市 1件 伊勢崎市・太田市・みどり市 0件</p>
<p>他の自治体(同様事業含む)との比較 ※「前橋市、高崎市、伊勢崎市、太 田市、みどり市」については、可能 な限り記入する。</p>	
<p>その他(特記事項) 本市の優位性・独自性など</p>	

